# 在宅勤務検討のための試行(トライアル)の実施状況

久留米市では、職員のワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図るため、 多様な働き方を構築する視点から在宅勤務を試行しています。 試行後、その効果や課題について検証等を行う予定です。

### 1 実施概要

本市の在宅勤務は、職員が通常の勤務場所から離れ、職員の自宅等において市が貸与するモバイルワーク端末を活用して勤務する方法により行っています。

# 2 在宅勤務時の勤務時間

原則として、通常の勤務時間である午前8時30分から午後5時15分まで ※ただし、職員が育児や介護を事由として、勤務時間又は休憩時間を変更することが 必要な場合は、午前7時から午後10時までの範囲内で、割振りの変更が可能

## 3 試行期間

令和元年 10 月 1 日 (火) から 12 月 26 日 (木) まで ※土日・祝日を除く

### 4 試行の実施状況

現時点における実施状況は次のとおりです。

#### (1) 試行人数、試行件数

期間	試行人数、試行件数
10月1日~現時点	3名、5件(同一人物が3回実施)

## (2) 試行者の所属等

所属		職位
市民文化部	文化財保護課	主任主事
健康福祉部	地域福祉課	主任主事
健康福祉部	長寿支援課	主事

計画案の作成、次年度予算編成の業務等を行っています。

#### (3) 試行者の声

- ・通勤に要する時間の活用や勤務時間の割り振り変更により、子の幼稚園の送迎 や家事を行うことができた。
- ・通勤時間を家事にあてられるため、私生活でも有意義だった
- ・電話や来客を気にすることなく、集中して業務を進めることができた。
- ・事務の成果報告が必要であるため、通常よりもより意識を持つことができた。
- ・職場と電話やメールでのやり取りが頻繁に生じたため、職場側に迷惑をかけたと感じた。
- ・書類の送付作業を本庁勤務の職員にお願いすることになり、心苦しかった。